

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
(障害者優先調達推進法)

この法律は、障がい者就労施設等で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。(平成 24 年 6 月 27 日交付 平成 25 年 4 月 1 日施行)

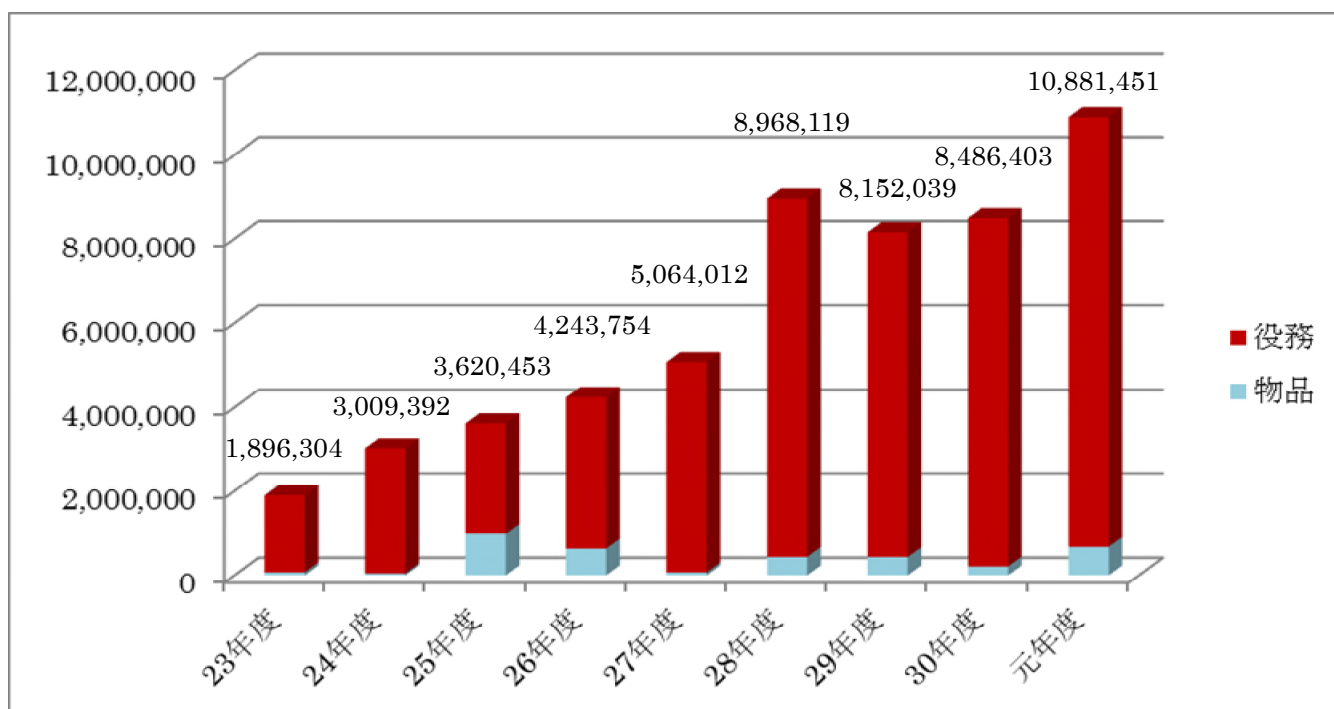
この法律により、地方公共団体は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成・公表するとともに、当該年度終了後、調達の実績を公表します。

浦安市の実績

1. 調達実績

令和元年度の障がい者就労施設等からの調達実績は以下のとおりです。

区分	金額	主な調達内容
物品	681,308 円	事務用品、食料品等
役務	10,200,143 円	印刷、製本、封入封緘、クリーニング、施設管理業務、使用済み小型家電の選別・分解作業等
合計	10,881,451 円	



2. 目標との対比

令和元年7月に策定した「令和元年度浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」で定めた令和元年度の調達目標金額 8,486,403 円（平成30年度の調達実績額）を上回り、調達目標を達成しました。

※ 令和2年度については、令和元年度調達実績額 10,881,451 円を上回ることを目標としています。

3. 調達の推進に係る主な取り組み

令和元年度は、主に以下の取り組みを行いました。

(1) 障がい者就労支援施設等の販売スペースの確保

障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす、浦安市民まつり等の市主催イベントにおいて販売スペースを確保しました。

(2) 障がい者就労施設等の情報の周知

庁内に対して市内障がい者就労施設等が提供可能な品目等の情報提供や優先調達の依頼を行いました。